

高等学校等就学支援金制度

支給対象者は申請することにより、授業料負担が実質

0円

となります

1 高等学校等就学支援金制度は・・・

- ◆県立学校に在籍する高校生の **約85%** が受給しています。(返済不要です。)
- ◆国の支援金を授業料に充てます。(生徒・保護者が直接受取るものではありません。)

授業料(年額)
全日制: 118,800円
定時制: 32,400円

<単位制>
1単位あたり
定時制: 1,620円
通信制: 180円

2 対象となる世帯は・・・

- ◆保護者等の所得について、以下の算定式により計算した額が **304,200円未満** の世帯の方
(市町村民税の)課税標準額 × 6% - (市町村民税の)調整控除の額
 - ・原則として親権者(両親)の額で判定します。(同居する世帯員全員ではありません。)
 - ・親権者が1名の場合はその親権者1名で、親権者がいない場合は、未成年後見人、主たる生計維持者等の額で判定します。
 - ・生活保護世帯の場合は、保護者等のマイナンバーによる情報照会又は生活保護受給証明書で判定します。

3 申請手続きは・・・

次の手続きが必要になります。

提出(申請)期限: 令和7年4月4日

1 申請意向登録及び申請情報の入力 (オンラインで申請する場合)

オンライン申請は、インターネット環境から行います。

◆スマホの場合

QRコード



◆PCの場合

URL: <https://www.e-shien.mext.go.jp/>

オンライン申請の
ガイドはこちら



※オンラインで申請できない場合

2 申請意向及び申請情報の紙提出 (1の手続きが不可能で紙申請する場合)

学校から配布されるチェックシート及び申請書に、次の①～③のいずれかの書類を添付して提出。

①マイナンバーカード等の写しを提出(県で税額を確認します。)

・マイナンバーカード等は、「個人番号カード(写)等貼付台紙」で提出します。

個人番号を使用して税額を確認できなかった場合は、市町村役場等で申告し、併せて(非)課税証明書を取得し、提出していただきます。

②令和6年度課税証明書の原本を提出(市町村役場発行)

※調整控除の額を証明する補足様式が必要となる場合があります。

③生活保護受給証明書(福祉事務所発行)

【注意事項】

◆税の未申告

以下のような場合は申請に必要な情報が取得できない可能性があります。税の申告は事前におこなってください。

<例>

- ・自営業で確定申告をしていない
- ・年末調整等で配偶者控除を受けていない者の分の確定申告をしていない



父が年末調整等で配偶者控除を受けないと、所得がない母の非課税(0円)が確定しない。

◆課税地登録誤り

2024.1.2以降に住民票を移した方は注意!

申請に必要なのは税情報がある2024.1.1時点の課税地です。現住所ではありません。以下の場合は水戸市を課税地として登録してください。

<例>

2024.1.1(課税地) → 水戸市

2025.4.1(現住所) → ひたちなか市

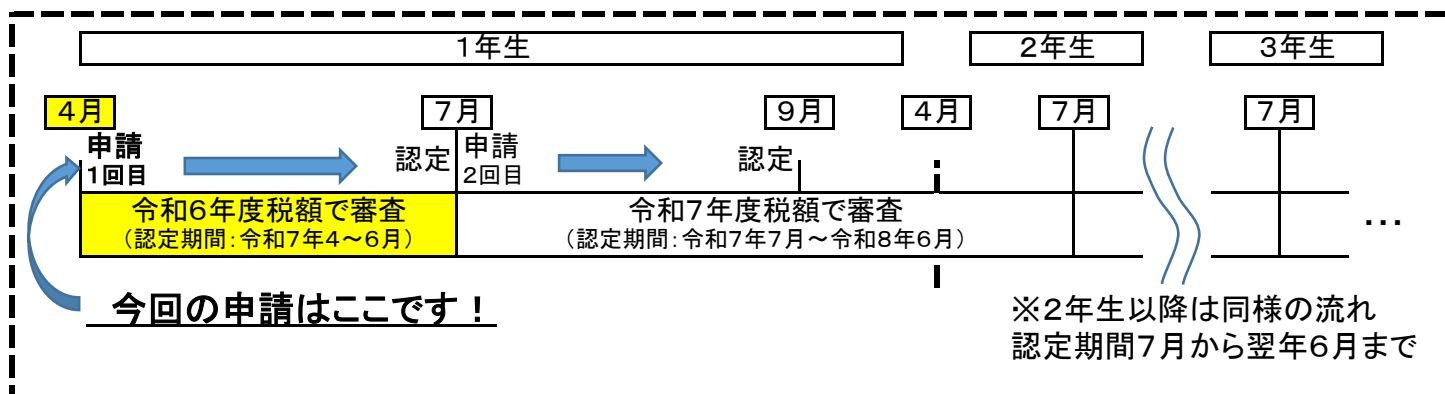
2024.1.1の課税地と現住所が違う場合、誤って現住所を登録すると、税情報が無く税額確認ができません。

4 申請のスケジュールは・・・

◆1年次は原則として2回提出(申請)します。(2年次以降は年1回です。)

申請回数	申請期間	認定時期 ※	審査対象税額	対象(認定)期間
申請1回目	4月	6月末頃	令和6年度 R5.1.1～12.31までの所得にかかる税額	令和7年4～6月
申請2回目	7月	9月末頃	令和7年度 R6.1.1～12.31までの所得にかかる税額	令和7年7月～ 令和8年6月

※ 税の未申告、課税地登録誤り等による税額不明が生じると、上記の認定時期より遅れる場合があります。



5 過去に高等学校等に在籍したことがある生徒は・・・

◆ 高等学校を卒業又は終了した方、高等学校に在籍した期間が通算して36月(定時制・通信制は48月)を超えている方は申請できません。

6 支給対象者でも申請をしないと・・・ (期限までに税の申告をしない場合も含む)

◆ 高等学校等就学支援金の支給を受けることができる世帯の方でも、申請や添付書類の提出が遅れたり、申請をしなかった場合は、支給を受けることができず、授業料を納付していただくことになりますので、ご注意願います。

なお、税の未申告により税額が確定しない場合も審査を行えず、同様に授業料を納入していただくことになります。

7 他の支援制度は・・・

支援制度名	支援制度内容・対象者	申請・認定時期	支給額＜例＞ 状況により変わります
奨学のための給付金	・授業料以外の教育に必要な経費(教科書費、教材費、学用品等、修学旅行費) ・住民税非課税世帯又は生活保護受給世帯	手続きについては、別途案内いたします。 ※新入生は一部を、前倒して給付する制度あり	全日・定時制 1子:131,500円 2子:143,700円 通信制・専攻科 50,500円 生活保護受給世帯 32,300円
学び直し支援金	・高等学校等を中途退学した後、再び公立高等学校で学び直す者への経済的負担の軽減(24か月(全日制は12か月)限度)	申請: 支援金支給終了後 認定: 申請後速やかに	全日制: 月額9,900円 定時制: 月額2,700円 通信制: 月額 520円 国の支援金を授業料に充てます(生徒・保護者が直接受取るものではありません)。
家計急変への支援	・高等学校等就学支援金の対象外(所得超過)の者について、保護者等の負傷疾病により勤務できないこと、自己の責めに帰することのできない理由の失業などの家計急変により収入が激減した世帯の授業料を支援	申請: 家計急変後速やかに 認定: 事実発生日から3ヶ月経過後	

◆ご不明な点がございましたら、事務室までご連絡願います。